

航空保安業務処理規程第 5 管制業務処理規程の一部改正について

1. 背景

航空保安業務処理規程（昭和 42 年空総第 130 号）第 5 管制業務処理規程は、航空交通管理管制官及び航空管制官が航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 96 条等に規定されている管制業務及びこれに関連する業務を実施するに当たって準拠すべき基準その他の事項を定めることを目的とするものである。

今般、第 5 管制業務処理規程に関して以下の改正を行う。

2. 改正概要

○ SID/STAR の承認と速度の関係に係る規定の改正

標準計器出発方式（以下「SID」という。）及び標準計器到着方式（以下「STAR」という。）の承認後は、公示された速度に従って飛行すること、また、別途速度を指示された場合は当該指示速度に従って飛行することについて、誤解を生じる可能性のある関連項目に補足の説明を追加することとした。今般の改正により、

- ・SID/STAR に公示された速度は飛行経路の変更により無効とならないこと（Ⅲ（Ⅱ）1（10））
 - ・STAR の承認前後において速度を指示した場合は、当該指示速度が優先されること（Ⅲ（Ⅱ）7（2）a）
 - ・STAR を経由して進入許可を発出する場合は、別途速度調整を指示しない限り STAR に公示された速度に従って飛行すること（Ⅲ（Ⅱ）7（7）b（b））
- 等、SID/STAR の承認と速度の関係性を明確にする。

○ コードの確認のための用語及び用語の使用方法に係る改正

二次レーダー個別コード（以下「コード」という。）の確認のための用語について、国際民間航空機関（ICAO）国際標準に準拠するため、レーダー使用基準に係る規定を見直すこととし、以下の改正を行う。

- ・パイロットにコードを指定し、又はその変更を指示した後、当該コードがレーダー画面上に表示されない場合におけるコードの再設定に係る用語
- ・レーダー画面上に表示されたコードが指定したコードと異なっている場合におけるコードの確認等に係る用語

○ その他所要の改正（現方式に合わせた修正）

3. 今後のスケジュール

適用日：令和 7 年 8 月 7 日